

新たな「知的財産推進計画（仮称）」の策定に向けた  
意見募集の結果について

2010年2月  
知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略本部では、新成長戦略と連動し、本年前半に新たな「知的財産推進計画（仮称）」（以下「知財計画」という。）を策定するべく検討を進めており、新たな「知財計画」の策定に向けて、意見募集を実施した。

意見募集の結果は、以下のとおり。

1. 募集期間

2010年1月25日（月）～2月15日（月）

2. 募集方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、電子メール、郵送及びFAXにより、広く国民の皆様から意見募集を実施した。

3. 募集テーマ

「知的財産戦略の推進について」

これまでの知的財産に係る施策について抜本的に見直すべき点、新たな「知財計画」に盛り込むべき政策事項等について

（検討課題の参考例）

- ・ 国際標準化戦略の推進方策について
- ・ 知的財産による競争力強化方策について
- ・ コンテンツの強化方策について

など

4. 提出された意見

合計132件（うち法人・団体から48件）

5. 主な意見の概要

主な意見の概要は別紙のとおり。

(参考) 意見提出のあった主な法人・団体

アルダージ株式会社  
インターナショナル・ビジネスマシーンズ・コーポレーション (IBM)  
公立大学法人 大阪府立大学  
国立大学法人 岡山大学  
協同組合 音楽映像製作者協会  
社団法人 音楽出版社協会  
国立大学法人 京都大学  
独立行政法人 国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校  
コルベール委員会  
一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構  
社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)  
財団法人 デジタルコンテンツ協会  
在日米国商工会議所 (ACGJ) 知的財産委員会  
社団法人 日本レコード協会  
全国知財・創造教育研究会  
知的財産人材育成推進協議会  
知的財産戦略ネットワーク株式会社  
著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム (略称: thinkC)  
社団法人 テレコムサービス協会 サービス倫理委員会  
社団法人 電気通信事業者協会  
社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)  
社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会  
東京商工会議所  
国立大学法人 長崎大学  
社団法人 日本印刷産業連合会  
社団法人 日本インターネットプロバイダー協会  
社団法人 日本映画製作者連盟  
社団法人 日本映像ソフト協会  
社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)  
社団法人 日本書籍出版協会  
日本製薬団体連合会  
日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会  
社団法人 日本知財学会 科学技術と知的財産戦略委員会  
日本知的財産協会  
社団法人 日本図書館協会  
日本弁理士会  
日本弁理士会東海支部 地域知財政策検討委員会  
日本弁理士政治連盟  
社団法人 日本民間放送連盟  
ビジネス ソフトウェア アライアンス  
古河電気工業株式会社  
マイクロソフト株式会社  
ヤフー株式会社  
一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン  
楽天株式会社  
ロージナ茶会

(別紙)

## 主な意見の概要

# 目 次

I. 総論	1
(1) 知的財産戦略全体	1
(2) 知財教育	1
II. 競争力強化・国際標準化関連	3
(1) 国際標準化、知財活用を通じた世界市場への展開	3
(2) 我が国の優れた技術を活かした新規事業の創出	6
(3) その他	10
III. コンテンツ強化関連	11
(1) コンテンツ産業の強化	11
(2) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策	14
① インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策全般	14
② プロバイダの責任の在り方	15
③ アクセスコントロール回避規制の在り方	18
④ 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）	19
⑤ その他模倣品・海賊版・著作権侵害コンテンツ対策	20
⑥ 間接侵害の明確化	21
⑦ 違法サイトからのダウンロード	22
⑧ その他	22
(3) 著作権法の改正に関する個別意見	23
(4) その他	29

## I. 総論

### (1) 知的財産戦略全体

#### <政府の取組体制>

- 内閣主導で、特許などの工業所有権と音楽／映画／アニメなどの著作物コンテンツの経済振興政策を分離しないで進めるべき。(個人)
- 知財制度に係る全ての関係者による定期的な会合として、政治家、担当官庁、司法機関、ユーザーが一堂に会する議論する会議を設けるべき。(日本弁理士会)

#### <取組の方針>

- 政府は知的財産戦略大綱に則り、日本の「知的財産立国」構想を継続して推進すべき。(マイクロソフト株式会社)
- 数年先、10数年先など、施策の結果が現れる時期を分けて、具体的戦略を計画すべき。(個人)
- これまでの施策は知的財産の活用に偏っていた。新たな「知財計画」の策定に当たっては、知的財産基本法の目的に立ち返り、知的財産の創造及び保護と活用とのバランスのとれた施策を講じるべき。(社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC))
- 知的財産の活用について戦略を練る場合には、利権管理団体ではなく著作者やクリエイターを中心に考えて行う必要がある。(個人)
- 文化政策、知的財産制度、物流政策、通信・放送政策全域において、現在の情報流通に関係するとみられる全ての規制・障害を洗い出し、合理的な立証が存在しない規制・障害については、撤廃・除去すべき。(ロージナ茶会)

### (2) 知財教育

#### <学校教育・社会教育等>

- 知的財産に関する基本的な知識が学校教育の場で広く児童、生徒たちに身に付くような取組に加え、そうした知識が社会常識として認知されるような広報活動に、国として取り組むべき。(社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC))
- 初等・中等教育の過程において、教科書に知的財産権の重要性を明記し、啓発する教育体制を構築することについて検討すべき。(日本弁理士会)
- 国際競争が激化し、少子高齢化が進む日本の未来を担う人材育成のため、知的財産教育の推進について以下の通り要望する。(全国知財・創造教育研究会)
  - (1) 新指導要領の実施に向け、教員への計画的な研修を実施

- (2) 教材集の整備や Web 活用により、教師自身が誰でも知財教育が行える体制の整備
  - (3) 教育現場での知財権利化の取組を支援する体制づくり
  - (4) 知的財産を生かした教材づくり、それを生かした教育の推進。国際的な感覚と理解を進める視点からの知財教育の推進
  - (5) 教育関係者と知財専門人材との連携・交流機会の設定
  - (6) 知財教育を支える地域での産学官の連携した体制づくり
- 中等教育段階からの知的財産・知的資産教育を充実すべき。(古河電気工業株式会社)
  - 学校教育における知財教育のみならず、社会教育を活用した知財教育を各学校で推進できる環境を国レベルで支援すべき。(個人)
  - 新しい学習指導要領の知的財産教育や創造性教育については、評価できる。数年後の実施に向けて、教員研修や教材開発、先進校支援など、知財教育と創造性教育を現場で推進するため具体的に提案すべき。(個人)
  - 若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことにより、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導するために効果的な啓発活動を実施することが極めて重要。(社団法人日本レコード協会)
  - 大学等における知財教育の充実や一般人・学生の知財民度の向上、グローバルな視点による知財人材の育成を図るべき。(知的財産人材育成推進協議会)

## Ⅱ. 競争力強化・国際標準化関連

### (1) 国際標準化、知財活用を通じた世界市場への展開

#### <各国と協調した国際標準の獲得や海外市場への展開>

- 国の必要事業分野の国際標準化戦略活動により、アジア生産移管戦略に沿ったサプライチェーンのインフラ整備に資する戦略を業界越えて策定すべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会)
- 米国工業会はオープンで、標準化普及に向く。日本は、アジアで胴元として規格を使う側であり日本規格の普及が可能。並行してそれをアジア関係国と国際標準機関に提案すべき。国際標準は欧州、世界デファクトの米国規格は米国が主導。日本はアジア圏での規格立上げ・普及をし、ビジネスで活用すべき。(個人)
- アジアから研究者を呼び、アジアで共同治験・統一承認を主導できれば、イノベーション・ハブの地位を確立できる。この観点の政策(含む法改正)を願う。(日本知的財産協会)

#### <国際標準化活動を強化>

- 国際標準の強化は企業努力だけでは対応できず、かなりのもてこ入れが必要。(日本知的財産協会)
- 不況下で企業は予算確保が精一杯。標準化戦略への取組までは目が届かず、国際標準化活動は各企業派遣メンバーの奉仕活動となっている。(個人)
- 国際標準化支援として、①インセンティブ資格制度、企業への補助金などの優遇策、②国際役員引受けを容易にするため、企業ではなく業界の立場で活動できる体制への補助制度、③国際役員となるための資格制度の創設等。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会、個人)
- 事業戦略において、知財活動(=市場でのシェア拡大)と標準化活動(=市場規模の拡大)とは両輪として機能。「国際ビジネスにおいて競争力優位性を確保するためには、両輪をうまく働かせることが必要」との啓発活動が必要。(個人)
- 有利な標準化には、議長・幹事等の要職取得が鍵。日本での国際会議の開催も効果的。要職取得には委員会活動への長年の参加・貢献が必要だが、企業では理解されない。標準化の場を維持する活動への支援に期待。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会)
- 企業の事業部長級に対し、国際標準化活動の一般的な概念に加え、具体的な「正しい国際標準化戦略の意義、使い方・使われ方等」を教育すべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会、個人)

- 日本の知財集約製品等の国際展開と輸出強化支援を行うとともに、各国の標準規格の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すべき。(東京商工会議所)
- 事業に結び付く国際標準化戦略の具体策研究を奨励するため、事例研究等への補助金制度を設けるべき。(個人)
- 産業界に影響を与える国際的な動き、戦略的施策、法改正を、国費で官民協力のもと監視・情報共有し、適時に意見等を発信する体制の確立を希望。(日本知的財産協会)
- 戦略策定や産官学協調の推進が重要。標準化体制強化、研究開発段階を含む国際連携推進と相互接続性確保等を含めて、中長期的な施策推進が必要。(日本知的財産協会)
- 大学発の研究成果を国際標準化するという視点も抜きにしては解決できず、産官学協調しての推進が重要。(日本知的財産協会)
- 公的研究機関の標準化活動は閉鎖的。工業会との活動推進、国際標準化の明確な位置づけの促進等、研究開発と標準化活動の一体的推進が必要。(個人)
- 関係する公的研究機関との合同の知財戦略・国際標準化戦略を議論する場の設定、これらの戦略と国家戦略の構築の支援を希望。(社団法人電子情報技術産業協会標準化運営委員会 (JEITA))
- 要職の確保には、多様な能力(技術や特許・標準の知識、語学・交渉力)と長年の経験(関係者との人的ネットワーク)を要し、長期的人材育成が重要。研修の充実、企業への啓発、表彰制度、若手の機会の充実等、人材育成すべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会)
- 人材育成に関し、分野別毎に国際標準化戦略研究活動ができる場が必要。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会)
- 国際標準化の場では交渉次第では優れた技術であっても国際標準にはならない。人材の確保(雇用)と育成は企業努力では限界。産業界の自主的活動を促す支援強化が重要。特に、人材育成の中長期的な資金的支援の推進を願う。(日本知的財産協会)

#### <戦略的に国際標準を獲得>

- スマート・グリッドや電気自動車など、社会システムが変わるテーマは大きな指針が必要。大きなレベルの戦略策定を希望。また、新技術分野は市場が不透明なため、企業中心の国際標準化活動は困難。派遣費用の支援等の強化を希望。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 標準化運営委員会)

- 戦略的に世界標準（デファクト標準も含む）にすべく、国際標準化機関を通し、又は日本の競合他社を組織して戦略を構築すべき。但し、ノウハウに関する知的財産については、国で管理し国外に出ないよう法整備等の施策をすべき。（日本弁理士政治連盟）
- グリーン・イノベーション開発者としての役割を担う地域や中小企業に関し、開発費助成や優先調達等により、技術の国際的普及が必要。このためには知財権の確立や国際標準化戦略の構築、外交手段としての知財権活用が必要。（日本弁理士会）
- 温暖化対策の技術は、製品化し普及して、初めて成功と言えるが、普及には、デファクト標準も含め、世界標準技術となるような戦略的な取り組みが必要。（日本弁理士政治連盟）
- 日本の強みの環境技術において世界初・世界最高の優位技術を特定し中小企業を含めた部品からシステムに及ぶ国際標準枠組みのアプローチが必要。（古河電気工業株式会社）
- 国際標準に係る知財権が海外で適切に保護されるよう、諸外国への強力な働きかけが重要。また、RAND 宣言済みの特許権譲受人が、標準技術の実施者に高額実施料を請求することがあるが、宣言には法的担保がなく、適正な対価価格も定まっていない。この点について国際レベルでの対策の検討が必要。（日本知的財産協会）
- 標準技術の特許の円滑実施、環境技術等の円滑なグローバル展開のための、ライセンス・オブ・ライト等についても、官民協力して早急に検討すべきである。（日本知的財産協会）
- アウトサイダーの権利行使、オープンソースの第三者特許等、イノベーション促進を阻害する権利行使の問題を検討する必要がある。（日本知的財産協会）

#### <世界特許システムを構築>

- 特許制度の国際調和、特許審査における国際的ワークシェアリング、審査の迅速化・均質化について、日本の強いリーダーシップによる早期実現を期待。（マイクロソフト株式会社）
- 特許審査ハイウェイの出願経路のアジアへの拡大、利便性の向上、品質の追求を願いたい。（日本知的財産協会）
- 特許の対象や審査基準の共通化に向け、一層の国際調和を図っていくべき。（在日米国商工会議所（ACGJ） 知的財産委員会）
- アジア統一特許に向けた審査支援、研究者や起業家などが集まる魅力的な知財権の取得・活用環境の整備（英語化、人材登用など）など、アジア経済の先導的推進を図っていくべき。（日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会）

- 環境技術への強制実施権や遺伝資源の出所開示義務の特許制度への導入など、産業上の支障となる諸外国の提案に対して断固たる姿勢を示すべき。(日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)
- 環境技術移転には、特許に限定したスキームではなく、特許に加え、関連技術、役務提供等も含めたスキームが重要。当会は、そのような環境技術移転のスキームを検討中であるが、グローバルな普及を期待する。(日本知的財産協会)

## (2) 我が国の優れた技術を活かした新規事業の創出

### <産学官連携力の強化>

#### (産学共創の場、産学連携力の向上)

- 大学の研究成果を真に産業に資するイノベーション創出に結び付けるため、研究内容の産業ニーズへの適合・協調(分業)の推進、TLOの活性化、マッチング機能の強化等を支援すべき。(日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)
- ライフサイエンス分野では、各大学の知財本部/TLOでなく、全国を数ブロック単位に集約することを、省庁横断的に取り組むべき。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)
- 産・官・学が連携して、グローバルな知財・ライセンス戦略を展開できる産業界のプロ、内外の弁理士・弁護士を活用する総合的支援体制を構築すべき。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)
- 産学連携のコンソーシアムへの知財プロデューサー派遣を進めるとともに、模範事例の構築を進めるべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- 研究開発担当役員クラスの企業人材を大学に派遣し、大学等の発明について、グローバルな視点から効果的な権利を取得・ブラックボックス化する体制の構築、経費支援策を行うべき。(日本知的財産協会)
- コーディネーターの仲介や企業とのコラボにより、将来の事業化を見据えた特許出願戦略を策定し、国内外での権利化を図る仕組みを創設すべき。(日本知的財産協会)
- 国内の公的機関が大学保有特許を組み合わせ、付加価値を高め産業界へ移転する制度を構築すべき。(国立大学法人岡山大学)
- 大学や研究機関が基点となり、ベンチャーなどの企業を介して産業に結びつける強力なプロイノベーション体制を構築すべき。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)

- 産業界が大学等に真に期待する多くは基本・基盤技術の創出であり、産業界がでないかかかる基礎研究に重点的に政府資金の投入を行うべき。(知的財産戦略ネットワーク株式会社、日本弁理士会)
- 独法系研究機関は、国益に基づき、個々の研究成果を評価し、その評価に基づき、適切な知的財産(営業秘密をも含む)として保護すべき。(個人)
- 研究開発成果そのものをシーズとするのではなく、中小企業、ベンチャー企業等を中心にし、それらに官学が協力するニーズ主導型の政策を検討すべき。(日本弁理士会)
- 大学と産業界による共創の社会を実現し、「真の知的創造サイクル」をそれぞれの立場で回す努力を開始すべき。(個人)

#### (産学連携を促進する環境の整備)

- 医療に関する研究の成果を疾病者やその家族が閲覧できるようにするとともに、大学の資金力の違いによる研究者が入手できる論文数の格差を是正するため、研究関連の情報がよりオープンにされるような仕組みを作るべき。(個人)
- 国の委託費によって行われている研究や調査で収集されたデータを活用するため、プライバシー等に配慮しつつ、当該データの統合と公開を進めるべき。(個人)
- 大学等の研究者は、特許権取得より学問的成果の発表を重んじる傾向があるため、論文発表後でも特許出願を可能とする制度の導入が必要。(国立大学法人京都大学、個人)
- 日本には仮出願制度が存在しないため、特許を取得するスピードが米国に対して不利。特に大学の出願について、仮出願制度を導入すべき。(国立大学法人岡山大学、国立大学法人京都大学)
- 特許制度に混乱を生じさせるおそれがあること等から、仮出願制度は、P L T加盟を含めたグローバルな制度調和の中で検討すべき。日本独自の制度導入の必要性は基本的にない。(日本知的財産協会)
- 現在、特許出願後1年以内は国内優先権主張出願制度があるが、追加事項の認められる米国等に比べて自由度が少ないため、出願後も相当期間(例えば2年以内)にデータを追加補強できる制度の導入が必要。(国立大学法人京都大学)
- 大学における研究開発において、関連する特許権者との事前ライセンス取得等により研究開発が滞ることがないように、大学における研究開発は、特許法第69条の「試験研究」に該当することを同法に定義すべき。(国立大学法人京都大学)
- 産学連携の共同研究による共有特許の活用を促進するため、大学と企業がそれぞれ

れ独自に第三者へ実施許諾することを可能とする制度の導入が必要。(国立大学法人京都大学)

- 外国出願は多額の費用の割には、ライセンス活動は困難であること等から、これまで以上の大学出願に対する支援制度の充実が必要。(公立大学法人大阪府立大学、独立行政法人 国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校)
- 政府が支援する研究開発事業で得られた成果の特許は、国内産業の振興を行うために外国出願を主とし、国内出願は従とすべき。(個人)
- 大学等が財政的事情により維持できない将来技術特許は国有化し、我が国の無形財産として将来活用できる道を残しておくべき。(国立大学法人長崎大学)
- NEDO等での国家プロジェクトの研究資金の一部を、特許戦略の策定、推進(例えば、特許調査・解析、特許出願、特許維持)にも使用可能とすべき。(個人)

#### <中小・ベンチャー企業や地域における知的財産活用促進>

- ビジネス拡大に資する観点から、中小企業の知財マインドを向上させるための普及啓発活動を大幅に拡充すること。(東京商工会議所)
- 中小企業において経営者を含め社員が日常的に知財に関心を持ち、社内の知財レベルを引き上げることができるよう、支援の取組を進めるべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- 親身になって相談でき、実行力のある権利取得を可能にする弁理士等の外部専門家を手軽に活用する制度を構築し、あわせてそのリストを作成・公表すべき。(東京商工会議所)
- 日本伝統の工芸品や地域の特産品、技術力の高い製品やコンテンツなどを組み合わせ、今までにない商品を創出し、需要の掘り起こしを支援すべき。(東京商工会議所)
- 中小企業の優れた知的財産を、資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、融資等に活用できる制度を創設すべき。(東京商工会議所)
- 在外機関における特許侵害調査の実施や、海外の技術調査、特許調査を実施すべき。(個人)
- 弁理士等の外部専門家が、知的財産を活用した中小企業の事業拡大に積極的に取り組むようインセンティブを創設すること。(東京商工会議所)
- 以下の3点からなる「中小企業特許関係料金半額制度」を創設すべき。①中小企業の特許出願については、出願時に審査請求と早期審査請求を同時に行い、弁理士

費用、出願・審査請求料を低額かつ一定とする、②一括払い時の特許料を半額とする、③適用要件は、黒字中小企業にも拡大し、申請書類は中小企業である旨の宣誓書のみとする。(東京商工会議所)

- 出願審査請求料の減免制度をはじめ、利用者の視点に立って中小企業の利便性を向上させるべく、支援策を見直していくべき。(日本弁理士会)

#### ＜イノベーションインフラの整備＞

(オープンイノベーションの進展への対応などの環境整備)

- ライセンサー保護のために、早急に当然対抗制度の導入を推進すべき。(アルダージ株式会社、インターナショナル・ビジネスマシーニズ・コーポレーション(IBM)、社団法人電子情報技術産業協会(JEITA))
- 知財のオープンな活用のため、ライセンス・オブ・ライトの導入を検討すべき。(インターナショナル・ビジネスマシーニズ・コーポレーション(IBM))
- 特許法における差止請求権の制限の在り方の検討は、差止請求権への権利濫用法理等の適用やソフトIP制度の導入検討等も含め、行っていくべき。(インターナショナル・ビジネスマシーニズ・コーポレーション(IBM))
- 日本独自の職務発明制度が諸外国から開発拠点を誘致する上での障害になる可能性があるため、制度の撤廃も含めた検討を行うべき。(日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会、社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)、日本知的財産協会)
- 公判審理において営業秘密が公になることを防止するための具体的措置の実現に向け、可及的速やかに検討を進め、結論を出すべき。(社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)、在日米国商工会議所(ACCJ) 知的財産委員会、日本知的財産協会)
- 「環境」、「健康」、「観光」の重点3分野について、特許出願の原則全件審査化、先行技術情報へのアクセスの改善、知財関連経費の軽減等を行うべき。(日本弁理士会)
- 医師の免責を認めた上で、特許法第29条の「産業上利用することのできる発明」の「産業」に医療産業を含めることを検討すべき。(日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)
- 動きの商標、ホログラム商標、輪郭のない色彩商標、位置商標および音の商標等を認めていくべき。(在日米国商工会議所(ACCJ) 知的財産委員会)

(権利の安定性・予見性の確保)

- 我が国の審査結果が他国で覆ることがないように、審査・審判の信頼性を高めるこ

とが必要。(日本弁理士会)

- 裁判所が行う特許の有効性判断は、キルビー判決にいう「明らかな無効理由」、主に新規性の理由等についてのみ限定すべき。(日本弁理士会東海支部 地域知財政策検討委員会)
- 特許権の安定化のために、①審査基準の省令化、②審判官の任用試験制度の導入、③裁判所における特許権の有効推定原則の導入を行うべき。(東京商工会議所)
- 権利付与前における公衆審査制度の創設を検討すべき。(日本弁理士会)
- 特許の質を高めるため、民間コミュニティの力を特許審査に活用する「コミュニティ・パテントレビュー」の取り組みを推進すべき。(インターナショナル・ビジネスマシーンズ・コーポレーション (IBM))
- 侵害訴訟が専属管轄されており、権利者が権利行使しにくい。特許権等について、東京地裁及び大阪地裁のみならず、地方での提訴も可能にするべき。(日本弁理士会東海支部 地域知財政策検討委員会、個人)
- 知財司法における技術面での水準を向上させるべき。具体的には、調査官の増員や公募制度の導入、共同調査制度の実施等を行うべき。(社団法人日本知財学会 科学技術と知的財産戦略委員会)

#### (権利付与の迅速化)

- これまで審査期間の短縮化、審査基準の制定などの改革が行われてきたが、今後も、審査の一層の効率化、予見性・透明性の向上を図るべき。(社団法人日本知財学会 科学技術と知的財産戦略委員会)
- 特許等の知的財産に関する審査期間の大幅な短縮を早期に図るべき。(東京商工会議所)

#### (3) その他

- 知財関係者に留まることなく、企業の経営に携わる関係者が知財の観点を入れて企業の経営・運営をするように啓発活動を行うべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- 弁理士人口の増加により、資格の魅力が低下し、期待する人材が集まらなくなっている。弁理士資格制度の適正化を図るべき。(日本弁理士会)

### Ⅲ. コンテンツ強化関連

#### (1) コンテンツ産業の強化

##### <目標設定>

- 海外で評価され、将来有望な成長産業であるコンテンツ産業について新たな成長目標を策定することが必要。(東京商工会議所)
- 日本製コンテンツが2020年までにアジアのコンテンツ需要の一定割合を獲得することを目標に掲げ、アジアの市場規模調査、参入障壁等に関する調査、規制緩和に向けた当該国との政府間対話、共同製作やプリセール等を、官民をあげて実行すべき。(財団法人デジタルコンテンツ協会)

##### <支援対象>

- 日本伝統の工芸品や地域の特産品、技術力の高い製品やコンテンツなど、今までには組合せることのなかった新結合による新しい商品を創出し、新たな需要の掘り起こしのための支援を行うことが必要。(東京商工会議所)
- 文化事業団などの文化団体ではなく、著作物コンテンツ制作者に個人レベルで財政支援をすべき。(個人)
- 地方空港がある場所に著作物コンテンツ産業が集積しやすくする政策が必要。(個人)

##### <支援すべき分野>

- 映画館のフルデジタル化の早期実現に向けて、政府が直接、間接的に支援すべき。また、デジタルシネマのデータ保存を適切に行える環境整備を政府として支援すべき。(社団法人日本映画製作者連盟)
- 文芸・コミック作品をはじめとする活字コンテンツの振興への支援を行うべき。(社団法人日本書籍出版協会)
- 学術専門書出版への支援を行うべき。(社団法人日本書籍出版協会)
- 前政権のコンテンツ産業振興策は、食、服飾ファッション、イベントなどを全てコンテンツとしていたため根本的な問題が解決できていない。コンテンツ産業とは、音楽、映画、書籍、アニメなど著作権法の管轄のものに限定すべき。(個人)
- ゲーム産業は、ゲーム機にゲームソフトが組み込まれた工業製品であり、ゲームプログラマは給料制であり、著作権料による収益を得ていない。ゲームは創作物ではないため、コンテンツ産業からゲーム産業を外すべき。(個人)

##### <海外展開支援>

### (映像コンテンツ分野の支援)

- 日本の3Dコンテンツがアジアを中心とするグローバルマーケットに展開することを目標に掲げ、産官学をあげて世界最先端の3Dコンテンツ制作環境の整備、人材育成を加速すべき。(財団法人デジタルコンテンツ協会)
- 日本を舞台とした映画や放送番組などの放映を契機にアジア等諸外国からの観光客が増加した事例を調査し、その分析結果を踏まえ、外国人観光客による経済波及効果、親日感情の醸成や地域の文化振興など様々な政策目的への裨益が大きなものとなるよう、官民一体となって取り組むべき。(財団法人デジタルコンテンツ協会)
- 海外における日本映画の鑑賞機会を増やし、効果的なプロモーションを展開すれば、観光立国の実現のために必ずや貢献できる。特にアジア諸国については、国民性における親和性、地理的条件、加速度的な経済成長等の要素を考慮すれば、そのチャンスは小さくない。(社団法人日本映画製作者連盟)
- ロケ誘致をわが国でも活性化するため、関連する税制の軽減・優遇措置、撮影許可の緩和、入国手続の簡略化、外国人向けのインフラ設備等の施策を早急に検討すべき。(社団法人日本映画製作者連盟)

### (在外公館等の機能強化)

- 音楽コンテンツの海外展開に向け、政府および在外公館による支援を強化すべき。(社団法人日本レコード協会)
- 海外展開策としてそのための情報を収集する機関の創設や、新たな特区を設定して活用を図る等を行うべき。(ロージナ茶会)

### (その他の取組)

- 地域コンテンツの海外発信支援、一部の国での外国作品に関する規制を緩和する働きかけなど、国が講じるべき施策を積極的に推進すべき。(社団法人日本民間放送連盟)
- 国際見本市への共同出展など官民一体となったコンテンツの国際展開や輸出支援の強化が必要。(東京商工会議所)
- 既に知財計画に記載されている、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品への支援、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信への支援に加え、文芸作品をはじめとする出版物の海外展開を行う上での支援についても言及すべき。(社団法人日本書籍出版協会)
- 以下の事業について政府が支援すべき。
  - ・「国際ドラマフェスティバル」等(社団法人日本民間放送連盟)
  - ・Co-Festaの公式イベントである東京アジアミュージックマーケット(TAM)(社団法人日本レコード協会)
  - ・CJマーク事業(社団法人日本映像ソフト協会)

## <コンテンツの活用促進>

### (インターネット配信の拡大)

- 各放送事業者に対し、日本全国・全世界への番組配信を促すべき。(個人)
- インターネットを通じた「放送」の定義を拡大し、JASRAC や RIAJ が、個人のネット放送局に対しても包括契約を結べるようにすべき。(個人)
- 権利者の許諾に基づいた多様な適正著作物が流通しない根本原因や日本の特性について、諸外国の制度とも比較しながら検討し、改善策を早急に策定すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)

### (書籍のデータベース化)

- 知的財産によるわが国の文化振興を促進し、世界に向けて効果に発信する手段として、米 Google 社の「ブック検索」に協力する。わが国の国立国会図書館における出版物全文データベース化プロジェクトは、Google 社を上回る規模と速度で強かに推進する。(個人)
- 国立国会図書館を広く一般国民の情報共有に資する施設として機能強化することを含めた官民挙げてのアーカイブ構築促進へ大胆に方針転換する姿勢を今回の推進計画改訂に併せて打ち出すべき。(個人)

### (権利情報の集中化)

- 円滑な著作権処理の促進のため、著作権の保護期間内にある著作物について円滑に著作権処理ができる環境の構築が必要。また、保護期間が満了した著作物の利用促進のため、著作権の保護期間を容易に知りうる環境の構築が重要。これらのことから、創作者のデータベースのようなものを政策として構築すべき。(社団法人日本図書館協会)
- 知的財産の活用を図るべく、インターネット上でのコンテンツの流通促進のため、権利の所在に関する情報の集中化、著作物の分野に応じた権利処理の集中化(ワンストップショップ)、権利者不明著作物の利用に関する裁定制度の見直しに関する取組を支援すべき。(社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC))
- 著作物のライセンス契約の登録制度についての具体的な検討について、特にプログラム著作物については早急に進められるよう、施策推進を求める。(社団法人日本印刷産業連合会)
- 著作権について登録制度を構築し、より権利の管理を効率化すべき。(ロージナ茶会)

## <規制緩和>

- コンテンツ強化のため、放送の規制緩和・オープンスカイを推進すべき。特に、FM局の開局を自由化すべき。またテレビのデジタル化により解放される90MHz

z から 108MHz を新規 FM 音楽放送に割り付けるべき。(個人)

#### < 専門家の育成 >

- 世界市場のニーズに応えるためには、映像産業振興機構が取り組んでいる中期的な視点からの国際的なプロデューサーの育成に対して、政府による継続的な支援を要望する。(社団法人日本映画製作者連盟)
- コンテンツ産業を支える人材の育成支援を強化すること。(東京商工会議所)
- 今までの日本では、科学技術などへ優秀な人間が集められていたが、これからは著作物コンテンツ産業へ、最も優秀なプロ中のプロが集まってくるような政策が必要。(個人)
- 著作権法、サイバー法の専門家を認定するための国家試験を作るべき。(個人)

#### < その他 >

- 芸能人等について 1 週間の労働時間の上限を定める。才能が短期間に集中的に消費され消耗させられてしまう現状では、継続的な知財立国の実現は困難。(個人)

### (2) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策

#### ① インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策全般

##### < 対策強化を求める意見 >

- 諸外国における対策強化の動きを踏まえ、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を抜本的に強化すべき。(社団法人日本民間放送連盟)
- 知的財産ビジネス成長のためには、インターネット上での違法行為、著作権侵害の根絶が不可欠。(社団法人音楽出版社協会)

##### < 国民の権利の尊重を求める意見 >

- ネット上の違法コンテンツ対策の検討、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。(個人、同旨多数)
- 「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべき。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべき。(個人)
- 日本国憲法を厳守して下さい。この案件に対して全てにおいて反対いたします。理由は違憲だからです。憲法には通信の秘密というものが定められております。(個人)

- 表現の自由を保障し、それに反する活動を制限する法律を制定すべき。(個人)

#### ＜対策強化に反対する意見＞

- インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化・規制強化は有害無益かつ危険なものとしかなりようがないということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待する。(個人、同旨多数)
- 現在の著作権保護に対する規制強化は全て間違っている。(個人)
- 海外での問題の多い施策、法規制を真似ることなく、逆に、著作権法を緩和し、作り手や受け手である市民が、情報の恩恵を受けられるような方向性を志向していくべき。(個人)

## ② プロバイダの責任の在り方

#### ＜現行制度の改正を求める意見＞

##### (プロバイダによる侵害防止措置)

- 一定のプロバイダに対し、著作権侵害行為を防止する措置を講じることを義務付け、この義務の履行をプロバイダ責任制限法による免責を受ける要件とするよう制度の見直しを行うべき。(社団法人日本レコード協会)
- インターネット上の違法な著作物流通を根絶するため、関係省庁は、技術的対策の検討を推進する関係者の取り組みを支援し、実効性のある対策に必要な制度上の措置を講じるべき(社団法人日本レコード協会)
- プロバイダ責任制限法第3条に定めるように、プロバイダの実質的な認識(権利侵害があると信じるに足る相当な理由)を免責の根拠にするのではなく、米国著作権法512条に定めるノーティス・アンド・テイクダウンを採用し、定められた方式での申出に基づき善意で行った迅速な削除を行えば権利者に対しても情報発信者に対しても責任を負わないとし、プロバイダがより迅速に削除を行うためのインセンティブを与えるべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- プロバイダ責任制限法第3条2項2号の7日間の待機期間を撤廃すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)

##### (スリーストライク法)

- 既に同様の制度を導入した国を参考に、日本においても実効性の高い制度を導入するため早急に法制化を検討すべき。(社団法人日本レコード協会)
- スリーストライク法の検討を開始すべき。(社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC))

##### (発信者情報開示)

- P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手

続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法改正を行うべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))

- プロバイダ責任制限法に定める発信者情報開示請求手続きの簡素化を図るべき。具体的には、以下の2点について改善を求める。(社団法人日本レコード協会)
  - ① 発信者情報の開示請求に対する ISP の回答期限を法定する(請求から6週間以内の開示が望ましい)。
  - ② 発信者情報の開示に応じない場合のプロバイダ責任の免責条件を見直し、現行の「故意・重過失」から「故意・過失」がない場合に変更する。
- ・ プロバイダが任意に開示できる場合についてガイドラインを充実させ、また、新しく難しい論点を含む事案についてはADRを活用するなどして、迅速で意味のある開示手続を規定すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)

#### (セーフハーバー規定)

- 間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討すべき。(個人、同旨多数)
- セーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関や天下り先となるだろう第三者機関を関与させるべきではない。(個人、同旨多数)

#### ○ 検閲の禁止等の明記

- ・ 憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、法律に明記することを検討すべき。(個人、同旨多数)
- ・ 憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を法律に明記することを検討すべき。(個人、同旨多数)

#### <現行制度の維持を求める意見>

- 現行法下でも権利者団体と事業者団体の合意に基づくガイドラインにより円滑な対応が行われており、法改正の必要はない。(団体、同旨4件)
- ノーティス・アンド・テイクダウン、一定の技術的措置、投稿直後の削除等を要件とするセーフハーバーを拙速に法定したり、発信者情報開示の要件を変更したりすべきではない。(社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会)
- プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを明記すべき。(個人、同旨多数)
- スリーストライク法(違法行為を繰り返す者に対し、警告の上、インターネット接続を遮断する制度)は、導入すべきでない。(個人、同旨多数)
- ダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再

生制限を行う方式による携帯電話の違法音楽配信対策は、導入すべきでない。(個人、同旨多数)

- 権利侵害コンテンツ対策との名目で、プロバイダに対して技術的な侵害防止措置を義務付けること、及びインターネット接続機器メーカーに対して当該機器への技術的な侵害防止措置導入を義務付けることは、対策の現実性及び実効性が疑わしいこと、コスト分担が著しく不公平であること、却って新たな法的問題を引き起こすおそれがあることの各点より、反対する。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))
- 権利侵害者(発信者)情報開示の要件を緩和させる必要はなく、プロバイダを含む関係者による現行の制度の周知・啓発などを自主的取り組みとして行うことが重要。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))

#### <慎重な検討を求める意見>

- インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策は、表現の自由や通信の秘密を侵害する事とならないよう、慎重かつ広く議論すべき。(団体、同旨2件)
- プロバイダに事前監視や技術的手段その他の侵害防止措置など、過度の義務を一方向的に課す施策は、実効性があるとは考えられず、むしろコンテンツの円滑な流通の観点からは負の影響が大きい。また、米国など諸外国においても、特定の技術を法的に義務付けるとした例はない。従って、違法コンテンツ対策の検討にあたっては、関係者を含めた慎重な議論を行ったうえで進めるべき。(ヤフー株式会社)
- 違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利を尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。(個人、同旨多数)

#### <民間等の取組への支援を求める意見>

- 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を通じたP2Pファイル共有ソフトによる著作権侵害行為への対策が実効的に行えるよう、ユーザーに対する普及啓発、関係者に対する周知、指導、政府機関や海外への広報等を政府が支援すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))
- 官民一体となった下記の施策に対する政府の支援を強く要望する。(社団法人日本映画製作者連盟)
  - A. 警察庁が運用を開始した「P2P観測システム」
  - B. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が構築する「自動コンテンツ監視・削除センター(仮称)」
  - C. 著作権団体と電機通信事業者が設立した「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)」

#### <民間等の取組への支援に慎重な意見>

- 政府が支援をする場合には単なる自主的な取組とは言い得なくなる以上、支援をする場合には、当該取組の実効性を確認した上で、当該取組の主体者及び利害関係

者（個人・企業の双方を含む）の意思に反した過度な負担とならないように注意しつつ、受益者負担の原則等に配慮すべき。（社団法人電子情報技術産業協会（JEITA））

#### <ガイドライン等の充実>

- プロバイダが任意に開示できる場合についてガイドラインを充実させ、また、新しく難しい論点を含む事案についてはADRを活用するなどして、迅速で意味のある開示手続を規定すべき。（ビジネス ソフトウェア アライアンス）

#### <技術的対策>

- 官民協力のもと、インターネット上の無許諾アップロードコンテンツを削除するための技術向上をはかり、侵害の探索から削除までをスムーズに行う仕組みを構築すべき。（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

#### <その他>

- アクセスログの保存については、プロバイダ責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途検討すべき。（個人、同旨多数）

### ③ アクセスコントロール回避規制の在り方

#### <規制強化すべきとの意見>

- アクセスコントロールに関する法制度整備を検討すべき（団体、同旨2件）
- デジタルテレビ放送のコピー制御を不正に回避すること等を目的とする受信機等の製造・譲渡等に対し、不正競争防止法および著作権法等により実効性のある補完的制度を導入すべき（社団法人日本民間放送連盟）
- 技術的制限手段を回避する装置等の提供等に対し刑事罰を付与すべき。（社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS））
- 技術的保護手段・技術的制限手段の回避行為に対する保護範囲を拡大すべき。（ビジネス ソフトウェア アライアンス）

#### <規制強化すべきでないとの意見>

- 現行法制度に回避装置を抑止する実効性を認めることができるのであるから、規制強化の必要性はないと考えられる。今後のサービスの進展に伴って新たな法的措置が必要となるかについては、現行法制度の実効性を前提とし、より慎重な態度での検討が望まれる。（社団法人電子情報技術産業協会（JEITA））
- アクセスコントロール回避行為規制を導入することについて、ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）の検討に関連して議論があるが、情報の囲い込みや、却って利用の縮小が起こるとの懸念があり、規制がコンテンツ市場に与える弊害が極めて甚大となるため反対である。また、国民一人一人の権利に関することでもあって、極めて慎重な検討が必要である。（社団法人電子情報技術産業協会（JEITA））

- DRM回避規制について、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。これ以上のDRM回避規制の強化は検討しないとされるべき。(個人、同旨多数)

#### ④ 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)

##### <交渉促進を求める意見>

- 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) を2010年度内に締結すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- わが国の映像コンテンツの著作権が海外でもきちんと守られるようにするため、早期締結すべき。(社団法人日本映像ソフト協会)
- 早期妥結により、国際的に実効性のあるコンテンツ保護政策が推進されることを大いに期待。ただし、条約の内容が我が国の制度整備や著作権侵害コンテンツ対策強化の可能性を制限しないよう十分留意すべき。(社団法人日本民間放送連盟)

##### <条約自体に反対する意見>

- 日本が率先して、他国に対して同条約の危険性を訴えていくべき。(個人)

##### <交渉の方針に関する意見>

- 政府は現行の国内法に合致する方向で交渉をしていくべき。(個人)
- もっとユーザー側の権利を考慮した話し合いを行うべき(個人)
- このような国民の基本的な権利に関わる危険な条約は特に慎重に議論されるべき。特に2010年といった妥結目標の記載は削除すべき。(個人、同旨多数)

##### <情報の公開を求める意見>

- 条約案を国民に開示し、広く意見表明等を行えるよう手続面における透明性を確保すべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))
- 概要だけでなく、その具体的な検討の詳細を公表すべき。(個人、同旨多数)
- 条文案・政府方針・交渉過程などをすべて公表し、国民に対してどのような法改正が起こり得るのか説明すべき。また、法改正が必要な部分については、あらかじめ国民のコンセンサスを得るよう努力すべき。(個人)

##### <一部内容の追加を求める意見>

- プライバシーや情報アクセスの権利といった条項を条約に盛り込むよう日本から各国に積極的に働きかけるべき。(個人、同旨多数)
- 「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユ

「ユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるよう日本から各国に強く働きかけるべき。(個人、同旨多数)

#### ＜一部内容の削除を求める意見＞

- 税関において個人のPCや携帯デバイスの内容チェックを可能とすることや、一方的なネット切断を可能とする対策をプロバイダに義務付けることなどの条項は除くべき。(個人、同旨多数)
- プロバイダの責任やDRM回避規制に関する規定は除くよう日本から各国に強く働きかけるべき。(個人、同旨多数)
- 個人的な使用を目的とした「模倣品・海賊版」の所持の場合は、規制対象から除外すべき。(個人)

#### ＜一部内容について慎重な対応を求める意見＞

- 技術的な制限手段の回避に関する規制について、WIPO著作権条約11条およびWIPO実演・レコード条約18条の規定内容を超える内容をACTAにおいて導入することには慎重な対応が必要。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))
- プロバイダの責任制限に関し、日本では現行制度で充分に対応ができていた点に鑑み、現行法制以上にプロバイダに負担を課す規制の導入には慎重であるべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))

### ⑤ その他模倣品・海賊版・著作権侵害コンテンツ対策

#### ＜海外の模倣品・海賊版対策＞

- 政府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))
- 日本政府と外国政府による呼びかけのもと、我が国の権利者と外国の動画共有サイト運営者とが協議する場を構築すべき。(社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- 海賊版被害が頻発する国において、政府の支援の下、コンテンツ業界全体を代表する在外事務所を設置、運営し、長期的な展望をもって現地での侵害対策体制をつくるべき。(社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- 政府を中心に、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者(団体)等に提供する仕組みを構築すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))
- 商標権侵害物品対策について、所謂「日本方式」を世界標準とすべく提唱・普及させ、海外諸国に問題となる商標権侵害物品販売サイトを迅速に閉鎖できる体制・制度を構築させるよう努めるべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

- 各国でのセミナーの実施、および、各国の著作権法制に対応し、各国現地語で書かれた社員教育用のマニュアルの作成等、在外日系企業における著作権侵害対策をさらに実施すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))
- 中国において、中央政府が制定する法制度が地方政府でも同じ認識で運用されるように改めて連携を強化すべき。中東各国でも模倣品の被害が増加しており連携をいっそう強化すべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))

#### <個人所持禁止・水際対策>

- 模倣品・海賊版の個人所持禁止法制、通関手続きにおける取締りの強化を図るべき。(団体、同旨2件)
- 水際対策について、より一層の簡易化・迅速化を図るとともに、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的として効率的な関係情報の権利者への伝達を考慮したスキームを構築すべき。また、輸入差止申立に必要な侵害情報の蓄積のために通常の認定手続をより強化すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

#### <インターネット等における模倣品・海賊版対策>

- インターネットオークション上の模倣品取引防止対策の徹底、模倣品の個人使用目的の購入、所持、輸入の禁止、模倣品売買斡旋の法による取締り、国民への啓発活動の更なる強化、中国政府に対する働きかけの更なる強化(中国内における模倣品の生産・販売取締り強化)を行うべき。(コルベール委員会)
- 特定商取引法について、経済産業省のインターネットオークションにおける「販売業者」に係るガイドラインで「特定のカテゴリー・商品」の「いわゆるブランド品」に「衣服」を加えるべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- 問題となる商標権侵害物品販売サイトの多くが代金の支払先として日本国内の銀行口座を使用していることから、警察等から銀行に対して使用口座の凍結を依頼できるスキームを構築すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- インターネット上およびフリートレードゾーンの模倣品対策の強化について、世界的所有権機関、世界税関機構、国際刑事警察機構等の活動およびそれらが連携をした活動(世界模倣品・海賊版撲滅会議)等との協力によって模倣品製造のサプライチェーンを分断し、根絶するような国際的な政策協調を強化する施策、リソース投下、人材育成を進めるべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))

### ⑥ 間接侵害の明確化

#### <立法を求める意見>

- 利用と保護のバランス確保の観点から、「カラオケ法理」によらない新たな間接侵害規定を立法すべき。また、立法の際には、明確な要件の定立が必要。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))

- 間接侵害が広範に認められるおそれにより、事業者において萎縮効果が生じ、イノベーションが阻害されることから、間接侵害の明確化を図る必要がある。(日本知的財産協会)

#### ＜間接侵害となる範囲を限定すべきとの意見＞

- 著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされるべき。(個人、同旨多数)
- セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをすべきでない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けるべきでない。(個人、同旨多数)

#### ⑦ 違法サイトからのダウンロード

##### ＜著作権法第30条第1項第3号を見直すべきとの意見＞

- ダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除すべき。(個人、同旨多数)
- アップロード側を取り締まる活動を十分行っうえでの施策であったかどうか疑問があり、再度検討すべき。(個人)

#### ⑧ その他

##### ＜法定賠償制度＞

- 被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定賠償制度)を創設すべき。(社団法人日本レコード協会)
- 早急に法定賠償制度を採用すべき。オンライン上での侵害の特徴を直視し、実体に合った権利行使制度を制定すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- 迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))

##### ＜リンクサイト規制＞

- 著作権法を改正し、リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、侵害とみなす行為に規定する法改正を行うべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))
- 侵害コンテンツへ誘導するリンク情報等の提供行為を差止請求の対象になることとし、このようなサービスを提供するISPは権利者からの削除要請に応じる義務があることを明確化すべき。(社団法人日本レコード協会)

- リンクサイトについて迅速な削除を促進する方策の実施が急務というのであれば、まずは、プロバイダの間接侵害についての法的論点を整理し、その整理に基づき著作権ガイドラインの適用拡大を議論して、民間の自主的取り組みとして実施すべき。(社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会)

#### <普及・啓発>

- 海賊版データをアップロードすることにより、発信者情報開示請求を受け、民事的にも責任を追及される可能性があることの周知・啓発を民間の自主的取り組みとして行うべき。(社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会)
- 違法アップロードや海賊版の氾濫を防ぐためには、消費者が著作物等の価値やその保護制度を十分に理解することが重要。特に、若年層への啓発は最重要であり、引き続き、若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の意識の向上を図る施策を講ずるべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))
- 「エルマーク®」のユーザーへ更なる周知と普及に必要な支援をすべき。(社団法人日本レコード協会)

#### <その他>

- 劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りを強化すべき。(東京商工会議所)
- 著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS))
- 著作権による刑事罰の範囲を限定すべき。(個人)
- 著作権侵害の非親告罪化に関する取組や法案の提出は今後一切行うべきでない。最悪、著作権侵害を非親告罪化が行われたとしても、ストーリーが完全に一致している模倣品や違法コピーに限るべき。(個人)
- 今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。(個人、同旨多数)
- 青少年ネット規制法、出会い系サイト規制法、児童ポルノ規制法等に関する規制の緩和・廃止。(個人、同旨多数)

### (3) 著作権法の改正に関する個別意見

#### <権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)> (導入に積極的な意見)

- 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を早期に導入すべき。（企業・団体・個人、同旨多数）
- 最近の文化庁文化審議会著作権分科会の報告書において、限定的な形でのみフェアユースを規定しようとしているが、より幅広い一般規定を導入すべき。（企業・団体・個人、同旨多数）
- 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書にある3つの類型（以下参照）について早期の立法を実現すべき。併せて、同報告書において個別の権利制限によるべきとされている3つの類型以外の企業内での様々な利用行為について、引き続き、一般規定の導入についての検討を続けるべき。（社団法人電子情報技術産業協会（JEITA））
  - A. その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
  - B. 適法な著作物の利用を達成する過程においては不可避免的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
  - C. 著作物の表現を知覚するための利用とは評価されない利用であり、当該著作物としての本来の利用とは評価されないもの
- フェアユース一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つ。フェアユースのユーザーに対する意義も知財計画に書き込むべき。また、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。（個人、同旨多数）
- 現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要。著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。（個人、同旨多数）
- 著作権管理する著作物であっても、その商用的な価値に見合う利用の自由が必要。保護だけではなく、利用とのバランスが必要。（個人）
- フェアユースは、権利者の「金銭的利益」を損ねない限りで最大限導入されるべき。つまり、複製品の販売・配布などの海賊版行為等を除き、例えば個人による批評や記事における作品の引用等を自由に行えるようにすべき。（個人）
- 知財本部において文化庁における現在の検討を止め、知財の真の規制緩和のインシアティブを取るべき。国としての真の知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因をさらに増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局は、自ら解散することを検討すべき。（個人、同旨多数）

**(導入に消極的な意見)**

- フェアユースの導入に反対。慎重に審議すべき。(団体、同旨3件)
- 導入は慎重であるべき。(マイクロソフト株式会社)
- 拙速な一般的権利制限規定の導入は行うべきでなく、著作権者の権利を制限するためには、十分にその必要性和根拠が示されて、最低限の制限となるよう議論を尽くすべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)

**<著作権保護期間>**

**(保護期間を延長すべきとの意見)**

- 著作権・著作隣接権の保護期間を延長すべき。(社団法人音楽出版社協会)
- 著作権保護期間を著作者の死後70年までに延長すべき。(社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC))
- 映画の著作物の保護期間(公表後70年)やレコード売上世界第一位のアメリカの保護期間(発行後95年)などを参考にしながら、レコードの保護期間を延長すべき。(社団法人日本レコード協会)
- 従来の50年から70年に単純に著作権保護期間を延長するのではなく、ベルヌ条約の規定(50年)を上回る分については登録制を導入すべき。(個人)

**(保護期間延長に反対する意見)**

- 著作権・著作隣接権の保護期間を延長すべきでない。(個人、同旨多数)
- 著作権保護期間を延長しないことを内外に向けて宣言すべき。(個人)

**(保護期間を短縮すべきとの意見)**

- 現行の死後50年を20年程度に短縮した方が、文化芸術の深化発展促進には有効。(個人)
- 文化庁による著作権保護期間の延長の検討を中止する。企業の著作権は発表後25年間とする(ただし、消費者が正規品を買う権利を守るため、正規品とそうでない物の区別ができるようにはする)。著作者の著作権は存命中または発表後25年間とする。(個人)
- レコード制作者や放送事業者の著作隣接権は保護期間短縮を検討すべき。(個人、同旨多数)

**(慎重な検討を求める意見・その他)**

- 保護期間延長問題については慎重に検討すべき(社団法人日本図書館協会)

- 映画著作物のみ延長の対象とした平成 15 年改正により、どの程度の経済効果が発生したのか第三者による検証を行うべき。(個人)
- 延長に対する危惧や懸念が多い状況やインターネット後の世界の実情を踏まえ、真の創造振興・流通促進とは何かについて、速やかに世界に向けて日本の意見を発信すべき。(著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム)

### ＜私的録音録画補償金＞

#### (補償金制度の拡大・実効性確保を求める意見)

- 私的録音録画補償金制度の実効性確保を実現すべき。(社団法人音楽出版社協会)
- 技術の発達等による私的録音録画実態の変化にあわせて私的録音録画補償金制度が見直されていないため、権利者の経済的な不利益が拡大している。速やかに私的録音録画の実態にあわせた制度の見直しが必要。(社団法人日本レコード協会)
- 補償金制度の立法趣旨を踏まえ、私的録音録画の実態に即した新たな制度を早急に定めるべき。(社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC))
- 地上デジタルテレビ放送完全移行後も、「私的録音録画補償金制度」が“クリエイターへの適切な対価の還元”を保障する実効性のある手段として機能し続けるよう、必要な検討と措置を講ずべき。(社団法人日本民間放送連盟)

#### (補償金制度の拡大に反対する意見)

- 私的録音録画補償金の対象を拡大すべきでない。(個人、同旨多数)

#### (補償金制度の縮小・廃止を求める意見)

- 著作権保護技術と補償の要否の関係については、権利と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善すべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))
- 私的録音録画補償金制度を廃止すべき。(個人)
- 私的録音録画補償金を可及的速やかに廃止・縮小し、一刻も早く混乱を解消すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- 無料の地上放送においてコピーワンスやダビング 10 のようなコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止すべき。(個人、同旨多数)

#### (検討の促進を求める意見)

- 著作権保護技術が施されているデジタル放送のデジタルコピーのみに供する機器を巡り、私的録音録画補償金の管理団体と協力者である機器メーカーとの間で訴訟に発展する事態となっており、両当事者に不要の負担を強いている状況にあることもあり、制度上の疑義が生じる部分を明確化すべく、早期に検討を進めるべき。

(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))

- 私的録音録画補償金をめぐる当事者間の議論の場を、文化庁だけでなく経済産業省・総務省との共管で設置すべき。加えて、権利者・メーカー・ユーザーをそれぞれ同数参加させ、撮影・録音も許可した上で公開して議論を進めるべき。(個人)

### <その他の著作権法改正>

#### (権利制限の拡大)

- 以下の利用を可能とするための権利制限規定は、日本の競争力強化のためにも、積極的な検討がなされるべき。(社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA))
  - (1) 技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映などの利用
  - (2) プログラムの研究・開発、性能の検証を目的として行う当該プログラムの必要な限度の複製・翻案
  - (3) 店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達
- これまで検討が進んでいない薬事行政との関係における著作権の権利制限規定について、早急に実質的な検討が再開され、然るべき法改正がなされるべき。(日本製薬団体連合会)
- e-learning 等新しい教育の在り方に適応する権利制限を含む法改正や簡便な著作権処理の枠組みについて官民連携の上早急な解決が望まれる。(マイクロソフト株式会社)
- 研究開発利用を目的としたコンテンツのフェアユースを促進すべき。(個人)
- 今後、音声翻訳システム、高度な対話機能を要するロボット、その他の情報サービスの開発などの情報処理分野における技術発展を阻害しない、さらには促進するような戦略を取り、法整備を行うべき。(個人、同旨2件)
- 事前に許諾を得ずとも後に二次使用料を支払えば商用 CD 等に収録されている楽曲を BGM 等で使用できるようにすべき。(個人)
- 二次利用の際の制限について丸ごとの複製でない限り最大限にユーザー側に自由を与えるべき。(個人)
- 本来広く流布することが目的の文書(例えば、科学技術論文)の著作権は廃止して自由に再配布・加工できるようにすれば、日本の情報発信力が増進し、国の発展に大きく寄与する。(個人)
- 法律によって、文書作成ソフトウェアに、著作権の選択機構の実装を埋込み、CC を DEFAULT とすること(あるいは逆に著作権を主張するマークの創設)を義務化すべき。(個人)

- 作られたソフトウェアが結果的に著作権の侵害幫助になったとしても、それだけでは罪に問わず、自由なソフトウェア作りの環境を提供すべき。(個人)
- 私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべき。(個人、同旨多数)
- 厳格な同一性保持権を緩和すべき。このままでは表現の自由を脅かす恐れも大きく、ベルヌ条約上の許容範囲まで緩和するよう希望する。他方、オンラインゲームにおける改変行為はサービス提供事業者の利益及び信用を毀損する行為であり不正競争防止法の適用も視野に対策を検討すべき。(個人)
- 商業用レコードの還流防止措置は廃止すべき。(個人、同旨複数)
- 音楽CDの還流防止措置は、アジア市場に積極的に展開する為に必要だという理由で法改正が行われたが、その後音楽業界はアジア市場に積極的に展開しているかどうかを検証すべき。もしアジア市場に展開していないのであれば還流防止措置を撤廃すべき。(個人)

#### (権利制限に慎重な意見)

- リバースエンジニアリングにおける著作権権利制限の拡大は慎重であるべき。(マイクロソフト株式会社)

#### (権利強化)

- 現行著作権法の個別権利制限規定はその正当性を再吟味し、上映権を制限する第38条1項、暗号化技術が無効化して複製することも許容する第30条などの個別権利制限規定を見直すべき。(社団法人日本映像ソフト協会)
- 違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法第30条の範囲から除外すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS))
- 著作権法47条の3におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製を制限し、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも「複製物を使用する権原を取得した者」に限定すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS))
- 公衆に聴かせるための商業用レコードの利用について、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されるようにすべき。(社団法人日本レコード協会)
- 商業用レコードを用いた「専ら音楽の提供を目的とする放送または有線放送」に対し、レコード製作者が合理的な条件を付すことができるようレコード製作者の権利を報酬請求権(二次使用料請求権)から許諾権(レコード放送権)に変更すべき。(社団法人日本レコード協会)

- 出版コンテンツの保護とそのデジタル化を促進し、電子配信ビジネスを促進するという観点から、著作隣接権としての「出版者の権利」を創設すべき。(社団法人日本書籍出版協会)
- レンタルCDについて、「レンタルCD店で借りたCDの複製は私的複製としない」など、通常のレンタルビジネスと同じように“正当に利用できるのは借りている間だけ”という規定を追加すべき。こうすることで私的録音録画補償金の必要はほとんどなくなる。(個人)

#### <著作権法全体の見直し>

- 著作権法を緩和し、市民が情報化社会の恩恵をフルに受けられる状況を作っていくべき。法律上の相対的な優位性は、日本が世界のコンテンツ市場をリードする基盤にもなり、低迷している景気を好転させるきっかけにもなる。(個人)
- そもそも現在の著作権自体が権利者に有利すぎて、一般人には不利すぎるという根本的問題もあるから、一から著作権のあり方自体を見直すべき。現在より厳しくすることはあってはならない。(個人)
- これ以上の規制強化は、一切行わない方向で、本当に音楽や絵画を創作している人自身の意見を聞くような著作権改正の議論をすべき。(個人)
- これまで行ってきた著作権法改正について、当初の目的を果たしているか、その結果どのような事態が生じているか、など、しっかりと検証し、必要に応じて再改正を行うべき。(個人)

#### (4) その他

- 放送と通信の法体系の総合的な検討について、ホームページ等に関しても通信の秘密を確保し、表現に関する規制は行わないという方針を明記すべき。(個人、同旨多数)
- コピーワンスにもダビング10にも反対する。(個人、同旨多数)
- B-CASシステムと独禁法の関係を検討することを知財計画2010に明記し、検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やか排除すべき。(個人、同旨多数)
- 通信販売のために公共の電波を用いることを禁止し、テレビ局が独自の放送番組を用意出来ない放送枠についてはオークションにかけることを義務付けるべき。(個人)
- WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権

等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を検討すべき。(個人、同旨多数)

- 知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りを禁止すべき(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに越したことはない)。(個人、同旨多数)
- 国立国会図書館法に規定された納本制度では「映画フィルム」が含まれているものの、現実にはほとんど機能していない。日本でも映像作品を含む広範な著作物に対して納本制度を強制すべき。(個人)
- 大学が学内的な著作権処理の仕組みを作ることを国家的に後押しするか、個別大学を越えたデジタル教育コンテンツ IP(知的財産権)処理の仕組みを策定すべき。(個人)
- コンテンツ促進法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール法」に類する制度を地方公共団体にも適用すべき。(社団法人日本印刷産業連合会)
- 戦後65年が経過した今、日本だけが片務的に負わされている戦時加算制度の解消を国として図るべき。(社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC))
- 著作権や意匠権については、利用当事者にとってわかりづらい制度であるため、相談体制を充実させ、普及啓発活動を推進するべき。(東京商工会議所)
- 独占禁止法第21条(この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。)は直ちに廃止すべき。(個人)
- 再販売価格維持制度及び新聞・出版業に係る特殊指定は直ちに廃止すべき。(個人)
- 日本語 Wikipedia の充実を国が支援すべき。例えば学会や産業界に Wikipedia への書き込みを推奨ないし評価、あるいは報償するような制度的、財政的支援を行うべき。(個人)